

公共事業の円滑な執行に向けた取組について

令和2年11月9日
建設部

I 電子入札システムの共同利用について

1 概要

電子入札の導入により、発注者の事務手続きの軽減（書類作成の手間等）や事務の効率化（事務ミスの軽減等）のほか、透明性・競争性の向上（不正行為の排除等）が図られるほか、受注者にとっても、入札コストの縮減等の効果がある。

このため、県では、平成17年度から電子入札システムを運用し、翌年度には市町村との共同利用に向けた取組を開始しており、現在、10市2町が加入している。（令和3年4月から、三種町が共同利用に加入予定）

2 共同利用の効果

発注者：個別システムを開発・運営する必要がなく経費縮減が可能

（県及び加入済市町村：現在の運営費の更なる縮減が可能）

受注者：発注機関に左右されずに同じ操作・機器類で入札契約事務が可能

3 依頼事項

県民の利便性の向上と行政の効率化を目的に、行政手続きのデジタル化を推進するため、電子入札の共同利用への加入をお願いします。

II 施工時期の平準化について

1 背景

令和元年6月、公共工物品確法と建設業法・入札契約適正化法（担い手3法）が改正され、施工時期の平準化や適切な工期の設定、適切な設計変更等が発注者の責務として明確に規定された。

2 依頼事項（特にお願いしたいこと）

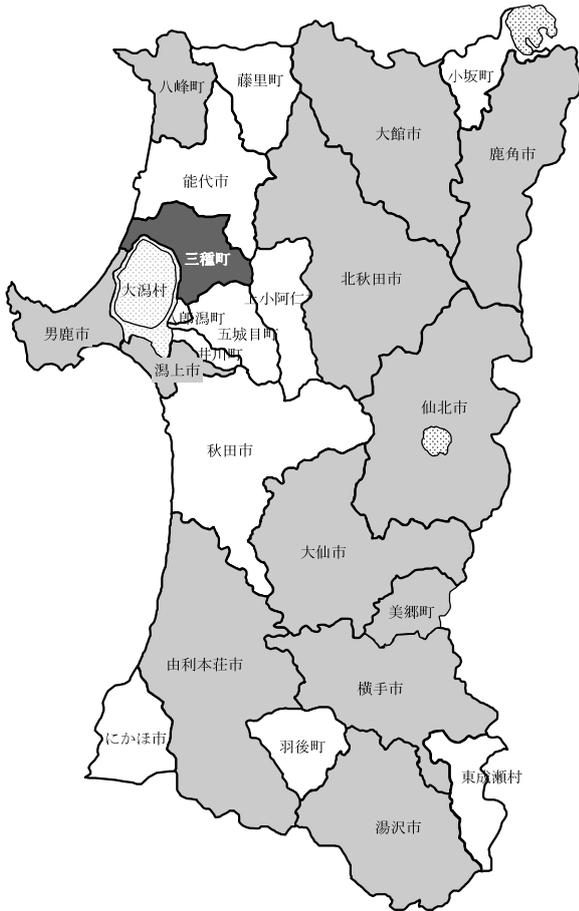
施工時期の平準化は、年間を通じて工事量が安定することから、地域の担い手である建設企業の従事者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては、公共工事の品質確保につながるものである。

このため、繰越明許費や債務負担行為の活用等、下記の措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図るようお願いする。

平準化の促進に向けた取組（さ・し・す・せ・そ）

- （さ） 債務負担行為の活用（ゼロ債務で年度当初の4月～6月の施工が可能）
- （し） 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用により受注者は人材等調整可能）
- （す） 速やかな繰越手続（年度末を待つことなく速やかに手続きを開始）
- （せ） 積算の前倒し（発注前年度のうちに設計・積算まで完了させる）
- （そ） 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

【参考1】 電子入札の共同利用 加入状況



加入年度	市町村名
H19	大仙市
H22	由利本荘市
H23	男鹿市
H27	鹿角市
H28	横手市、湯上市、八峰町、美郷町
H29	仙北市、湯沢市
H30	大館市
H31	北秋田市
R2	三種町(予定)

(令和2年9月末現在)

凡例

	加入済み
	加入予定
	未加入

【参考2】 平準化促進の取組例 - (さ) 債務負担行為の活用 -

■ 月毎の工事稼働件数《県の事例》

・ 対象：県農林部及び建設部所管事業

H29平準化率 0.82

H30平準化率 0.85

R1平準化率 0.86

